

自転車で加西1周100km 307人が力走

カサイチ fan ライド 2021 2年ぶり開催



10月17日(日)に開催され、東京から沖縄までの307名が参加しました。

鷗野飛行場跡を発着点とした約100kmのロングライドコースには、加西北部に広がる通称加西三坂(遠坂峠・船坂峠・釜坂峠)や北条鉄道との並走、広大な田園風景など見どころがたくさんあり、参加者は景色を楽しみながらコースを走行しました。また、コース途中に設けられた6カ所のエイドステーション(補給所)では、加西産ミニトマト、鹿肉カレー、加西産大根を使用したおでん等が振舞われ、地域ならではの食を楽しみました。



①ゴールする参加者たち②エイドでは鹿肉カレーが振舞われた③手を振り自転車での走行を楽しむ

ヴィクトリーナ姫路 応援ツアー募集

日時:令和4年1月15日(土)、22日(土)、29日(土)、3月19日(土)、20日(日) 13時~16時

場所:ヴィクトリーナ・ウイנקタ体育館(姫路市西延末90) ※現地集合。駐車場は姫路球場駐車場(有料)をご利用ください。

参加費:各回中学生以上1000円、小学生以下500円、2歳未満無料(席が必要な方は有料) ※当日集金 募集人数:各回先着30名

対象:加西市在住・在勤・在学の方とその家族 ※小学生以下は保護者同伴。参加特典:応援席チケット、ヴィクトリーナグッズ、選手サイン

その他:3日前から健康チェックシートの記入をお願いします(チェックシートは郵送します)。

※昼食は各自でご準備ください。 申込開始:12月1日(水)から 問合せ:文化・観光・スポーツ課 ☎8773

申込みはこちら↑

加西ふーど記スタンプラリー開催中

加西ふーど記掲載店舗を巡り、ハガキに異なる店舗印を3つ集めて市観光協会まで郵送、持参、または観光案内所(北条町駅内)に持参してください。

抽選で毎月ふーど記店舗で使えるお食事券をプレゼントいたします。

期間内は何度でも応募可能です。たくさんのご応募お待ちしております。



冊子

詳細はこちら↑

開催期間:令和4年2月28日(月)まで

賞品:毎月1名様に1万円分、5名様に5千円分、100名様に2千円分のお食事券

問合せ:加西市観光協会(加西市役所2階) ☎8715

12日に地域づくり未来フォーラム

市では将来に向けた持続可能な地域づくりの推進に向け、現在、学識経験者をはじめ兵庫県地域再生アドバイザーや市民で構成される策定委員会を設置し、地域づくりのあり方に関する

指針を策定しています。この度、同委員会で策定中の指針(案)の中間報告と地域づくりに係るパネルディスカッションやグループワークを開催します。



日時:12月12日(日) 13時~15時(12時30分開場)

場所:加西市民会館3階小ホール

コーディネーター:作野広和さん(島根大学教育学部教授・加西市地域づくり指針策定委員会座長)

対象:地域づくりに興味や関心のある方 ※申込不要(無料)

問合せ:ふるさと創造課 ☎8706

空き家の定期相談会 14日に開催

加西空き家対策専門家協議会(えくがい加西)が、市と連携して定期的な空き家の相談会を開催します。空き家だけでなく、これから空き家になる可能性のある住宅の所有者等からの相談にも、建築士や税理士、司法書士などで対応します。

日時:12月14日(火) ①13時30分~②14時~③14時30分

場所:加西市役所6階会議室

対象者:加西市内に空き家または空き家になる可能性のある住宅を所有している方またはその関係者

その他:相談は1組につき30分程度 ※事前にご予約ください。

問合せ:加西空き家対策専門家協議会(えくがい加西) ☎8810(平日9時~17時)

加西市行政の取り組み状況報告会開催



取組状況を発表する職員

10月28日(木)に加西市行政への理解を深め、より身近に感じていただく機会として報告会を開催しました。会場には各町区長様や職員など、約270人が来場しました。

鷗野飛行場跡周辺整備、ふるさと納税、産業団地開発、加西病院の担当職員4人が各業務の現状や課題、今後の見通しなどを市民の皆さんにご報告いたしました。

問合せ:総務課 ☎8705

固定資産税に関する届出

●土地・家屋

固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日現在の状況で課税することになっていきます。次の場合はご連絡ください。

- ・土地の利用状況が変わった場合
- ・家屋を取り壊した場合
- ・家屋を新築や増築し、家屋評価が変わっていない場合

※未登記家屋の所有者が、相続・売買・贈与等で変わった際は「未登記家屋所有者変更申請書」をご提出願います。

●償却資産の申告期限

償却資産(固定資産税)の申告は、令和4年1月31日(月)まで。申告が必要な方:法人や個人で工場や商店を経営している方や事業(太陽光発電、不動産貸付業等)を行っている方。事業に使用する機械・器具・備品・構築物などの償却資産は、固定資産税の課税対象となるため、令和4年1月1日現在の資産状況を申告してください。

※昨年申告した方は、12月中旬に送付する申告用紙を提出してください。令和3年中に新たに事業を始めた方など、申告用紙が届かない場合はご連絡ください。

問合せ:税務課 ☎8713

広告

広告